

ジェネリック医薬品を

利用しましょう

ジェネリック医薬品Q&A

①ジェネリック医薬品ってなに？

先発医薬品の特許期間が過ぎると、他の医薬品メーカーも同じ有効成分の薬の製造販売が可能になります。こうした医薬品の総称がジェネリック医薬品（後発医薬品）です。

②なんで安いのか？

先発医薬品は開発期間が長いので、莫大な開発費用が必要といわれるのに対して、ジェネリック医薬品は開発期間が短くてすむので研究費用も低くなります。そのため、薬の価格が安くなるのです。

③効き目や安全性は？

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ有効成分の薬ですので、有効性や安全性は確認されています。また、厚生労働省が承認していますので、治療学的にも先発医薬品と同レベルである薬だけが製造販売されています。

④どのような利点がある？

ジェネリック医薬品の普及は、患者様のお薬代の負担が軽くなり、医療保険財政の改善にもつながります。

⑤ジェネリック医薬品を使用するには？

病院や診療所などの医療機関を受診したときに医師に相談するか、調剤薬局で薬剤師に相談してみましょ。ただし、薬によってはジェネリック医薬品がない場合があります。

▼問い合わせ先

住民課 国保年金係 ☎(56)9134

国民年金への変更手続きは

お済みですか？

会社を退職（失業）された方は国民年金の届出が必要です！

勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要です。

※勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

※退職（失業）して会社員・公務員など厚生年金の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

・手続きに必要なもの・・・退職日の分かる証明書（離職票、退職証明書など）、マイナンバーが分かるもの（個人番号通知カード、マイナンバーカードなど）もしくは基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、日本年金機構が送付した基礎年金番号の分かる書類など）、印かん
・保険料額・・・国民年金の保険料は毎年度変わります。今年度の月額保険料は16,410円です。

20歳になったら国民年金の届出が必要です。

国民年金は、歳をとったときやいざというときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

▼問い合わせ先

住民課 国保年金係 ☎(56)9134
宇都宮西年金事務所 ☎(028)622(2)4281

本庁舎に防犯カメラを設置します。

犯罪の未然防止とともに、来庁者の安全・安心を確保するため、7月より本庁舎及び敷地内の主要箇所（防犯カメラ）を設置します。

防犯カメラの管理および運用にあたっては、個人情報保護条例を遵守するほか、個人情報の保護に充分配慮した措置を講じます。

▼問い合わせ先

総務課 管財係 ☎(56)9114



上三川町情報メール「かみたんメール」登録のお願い

「かみたんメール」は、「緊急情報」、「防災・防犯情報」、「生活・イベント・講座情報」をメール配信するサービスです。まだ登録されていない方は、左記のQRコードかメールアドレスに空メールを送信して、登録をお願いします。

●QRコード



●メールアドレス

t-kamitan-mail@sg-m.jp

▼問い合わせ先＝

企画課 情報広報係

☎(56)9117

快適で安全な生活を送るため

上・下水道へ接続を

《上水道のススメ》

水は飲み水としてだけでなく、炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレなどで使用するなど、私たちの毎日の暮らしを支えるとても大切なものです。

上三川町の水道は、地下50～170mのところにある良質な地下水を水源としています。

くみあげられた地下水は、水道水としての安全を確保するため、定期的な水質検査を行い、適切な管理のもといつでも安全な水をみなさまにお届けしています。

水は毎日使い続けるものですので、安全で安心な町上水道への加入をおすすめします。

《下水道のススメ》

下水道は、みなさまの健康で快適な生活を確保することにも、河川や農業用排水路の水質をきれいに保つためにはなくてはならない施設です。

下水道に接続することにより、河川の水やまちがきれいになります。

また、放流水はきれいな水質を確保するために毎月検査を行っています。

炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレなどの排水は日常生活で必ず発生するものです。

良好な生活環境を保つためにも、町下水道への加入をおすすめします。

▼問い合わせ先 上下水道課

上水道業務係 ☎ 56 9168
下水道業務係 ☎ 56 9167

農業用廃プラスチック等回収

(分別収集)を実施します。

▼日時

6月11日(火)・12日(水)午前8時30分～午後3時まで

※正午～午後1時までの時間帯の持ち込みは極力ご遠慮ください。

▼内容

11日(火)

①農業用ポリエチレン(スーパースーパー・ベジタロン・クリンテート・トーカンエース・ユラックなど)ただし、不織布は回収しません。

②グリーン、黒マルチなど

③灌水チューブ

④ポリエチレン素材のみの肥料袋

⑤農薬空きボトル・空き袋

※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。

12日(水)

⑥農業用ビニール(クリーンエース・キリン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キリサラバなど)

※種類ごとに回収を実施しますので、①～⑥にそれぞれ必ず分別のうえつづら折り

にし、同質材のヒモではずれないように2カ所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等(針金など)がついている場合は、必ず取り除いてください。

▼場所 上三川町のみや上三川野菜集荷所 (上蒲生378番地)

▼処理負担金 重量負担 90円/kg(100円未満切捨て)

※中国が環境規制の見直しを理由に、廃プラスチックの輸入を停止した影響から、日本国内での処理費が値上がりするため、
▼その他 委任状が必要になりますので、必ず印かんをお持ちください。

廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

▼問い合わせ先

J A 上三川のみや上三川野菜集荷所

☎ 56 6688

農政課 農産園芸係

☎ 56 9138